

令和8年10月19日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市公共施設最適化検討委員会

委員長 山本 康友

(公印省略)

厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について（答申）

令和8年8月27日付けをもって諮問のありました厚木市公共施設最適化基本計画改定原案については、慎重かつ活発な議論を交わし、当委員会の総意として取りまとめましたので、答申いたします。

今後は、本答申の趣旨を尊重するとともに、様々な市民の声に耳を傾けながら、更なる厚木市の飛躍に向け、取り組まれることを期待します。

厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について
(答申)

令和 8 年 10 月

厚木市公共施設最適化検討委員会

答 申

厚木市は、平成 27(2015)年 3 月に「厚木市公共施設最適化基本計画(以下「最適化基本計画」という。)」を策定し、市民が将来にわたり安心して快適にサービスを楽しむ環境づくりを進めてきた。

また、国の要請に基づき、令和 4(2022)年 3 月に最適化基本計画を改定するとともに、具体的な実行計画となる「厚木市公共施設個別施設計画」を策定した。

今年度は、両計画の見直しを行うことから、当委員会に諮問があったものである。

公共建築物及び土木インフラは、厚木市の発展とともに昭和 50 年代から平成初期にかけて集中して整備されたことから、多くの施設が 30 年以上運用されてきており、老朽化が進んでいる。

これらの施設を、市民が今後も安心・安全に利用するためには、計画的かつ適切に長寿命化改修を施すことが必要である。

しかしながら、施設の維持には多額の費用を要することから、財源不足が見込まれており、現状の施設数、延べ床面積を現状と同様の水準で維持更新することは、困難である。

特に、目標耐用年数に達する公共建築物の更新に当たっては、人口減少を見据え、将来の需要の低下が見込まれる場合には、施設が提供する機能・サービスの必要性や代替可能性を確認した上で、施設の廃止、他施設への機能移転、複合化・集約化等を優先的に検討し、総量抑制を図ることが必要である。

また、土木インフラについては、市民の生活に必要不可欠なものであることから、公共建築物と比べ、需要の低下は緩やかであると考えられるが、全国的には、一部の土木インフラについて廃止や規模の見直しを行う事例もみられることから、厚木市においても、安全性と必要な機能を確保することを前提に、人口分布や社会環境の変化を踏まえ、長期的には配置や規模の見直しの可能性も考慮しながら、適切に管理していく必要がある。

公共施設等の適切な維持管理や複合化・集約化といった適正化については、行政が責任を持って実施すべきであるが、施設利用者である市民と情報を共有して、市民サービスの低下を招かないよう未来に向けた最適な選択がなされることを希望する。

厚木市の公共施設等が、未来の市民の負担になることのないよう、時代の変化に合わせ最適化し、適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営を実現させ、真に市民のための施設として運営され続けていくことを切に要望し、答申とするものである。

最適化基本計画改定原案について

最適化基本計画改定原案については、おおむね妥当であると判断する。今後の計画の改定、運用に当たり留意されたい事項について、当委員会の意見を次のとおり取りまとめたので、十分に尊重されたい。

また、その他当委員会での審議過程における意見についても、その趣旨を可能な限り尊重されたい。

1 最適化基本計画の名称変更について

厚木市公共施設最適化基本計画から厚木市公共施設等総合管理計画へ名称変更することは、全国の自治体で採用されている一般的な名称であることから、対外的にも分かりやすいものとなるため、妥当であると判断する。

名称変更の目的の一つが、土木インフラに関する記述を充実させることであることから、土木インフラ全般に関する将来に向けた方針について十分に検討されたい。特に、道路施設については延長だけでなく舗装面積を示すこと。下水道施設については対象人口を記載すること。河川施設については、改修後 40 年以上を超える施設が 7 割以上あり、老朽化対策が喫緊の課題であることから、必要な対応に努めること。

また、DXの進展について、計画にも記載されているが、今後の維持管理手法の変化を見据え、その重要性を考慮することが望ましい。

2 計画の構成や表現について

計画がより分かりやすく、読みやすくなるような表現とされたい。また、基本的に全体的な話から個別の話に移るという流れを意識して構成すること。

記載されるデータや数値については、必要に応じて注釈を入れるなど、誤解を招くことがないように留意されたい。例えば、学校別の児童・生徒数推計等のデータについては、教育委員会による確認を経るなど、関係各課へ十分な確認を行った上で計画に反映されたい。

また、計画により実施する長寿命化改修の内容を写真で示すなど、読み手にイメージを持ちやすくする工夫も検討されたい。なお、削減面積については、学校何校分かなど、市民がイメージしやすい示し方を工夫されたい。

3 建替え抑制と長寿命化について

「基本的に建替えは行わない」との方針は適切である。

計画の前期期間中に目標耐用年数を迎える 13 の小・中学校校舎等について、令和 7 年度の耐用年数評価結果を踏まえ、安全性と機能性の確保を前提に、目標耐用年数を超えて既存校舎を活用することとした方針は妥当である。

ただし、需要の低下が見込まれる施設について、統廃合をすることや、適正規模・適正配置を検討することを明記し、全ての学校が維持されると誤解を招かないよう配慮されたい。

長寿命化改修には「機能回復」と「機能向上」があるが、機能向上の具体例を計画に記載し、単なる原状回復ではなく、現代のニーズに対応した改修が行われることを示されたい。

学校施設について、既に機能向上のタイミングを過ぎている施設の場合、今後どのように対応するのかを明確にされたい。学校現場の実際のニーズが改修計画に反映されているかを確認し、部局横断的に検討する体制を構築されたい。

また、教育委員会と地域においては、小規模校の解消のための統廃合や、目標耐用年数を踏まえた建替えに向けて協議を進めていた経緯があることから、建替え方針の変更に伴う教育委員会との調整を確実に行われたい。

4 総量抑制のための取組について

現在保有している公共施設等を維持・更新すると将来的に多大な財源不足が見込まれることから、公共施設等の総量を抑制することが課題解決に向け必要と言える。

そのためには、施設の廃止等を行う必要があり、本計画の改定原案にはそのための取組や考え方が示されているが、施設のハード面にのみ着目した考えであることから、実際に廃止等を検討する際には、施設利用のソフト面も考慮した上で判断されたい。

また、既存施設の特定の機能にのみ着目するだけではなく、広く集会施設として捉えた上で施設の在り方を検討するなど横断的な見直しを意識されたい。特に老人憩の家について、いこいの家への名称変更により全市民が利用できる施設であることが明確になることから、公民館や児童館との機能の重複が増す可能性がある。施設横断的に利用率の低い部屋や重複機能を整理し、複合化・統廃合の検討材料とされたい。

延べ床面積を減らすことについては、市民の理解が必須であるため、その方策についての検討を、全庁的に取り組まれたい。

5 中心市街地における施設配置について

複合施設あつめきの整備を契機に、中心市街地の施設集約をさらに進める必要がある。複合施設あつめき完成後の周辺施設の配置については、本厚木駅北口周辺公共空間ガイドライン等、関連する計画等と連携させながら検討されたい。

6 地域への移譲について

老人憩の家等の地域への移譲については、移譲先の自治会における維持管理費用の負担に対する懸念、施設の老朽化と解体・修繕費用に対する住民負担の増加など、様々な課題がある。「市の負担減=地域の負担増」という単純な図式にならないよう工夫されたい。

7 新たな施設整備に関する検討について

新たな施設整備を行う際に検討すべきこととして示された4つの項目は妥当であると考ええる。

実際の運用に際しては、新たな施設の必要性、整備手法(従来手法とPFI等の民間活力の導入との比較)、維持管理費の抑制、類似施設の有無と廃止の可能性、既存施設の複合化を通じた削減への寄与の可能性について、十分に検討すること。

また、イニシャルコストの削減のため、逆にランニングコストが上昇するケースがある。新規施設では最新機器や設備の導入が検討されやすいが、維持管理費の負担増に留意し、総合的なライフサイクルコストで判断されたい。

なお、コストの妥当性について判断することが可能になるよう目安となるコストの設定について検討されたい。

8 多様な財源確保について

ネーミングライツの活用については、公共建築物だけでなく、土木インフラにも拡大することを検討されたい。他自治体では、橋梁のネーミングライツなどの事例があることから、参考にされたい。

9 今後のスケジュールと進捗管理について

前期短期再編プログラムの進捗管理について、具体的な取組状況を定期的に本委員会に報告されたい。

また、市民1人当たりの面積を現状維持するという目標については、人口減少の進展とともに増加する数値であることから、あくまで計画の進捗管理状況を確認するための指標として取り扱うこととし、市民サービスの低下を招かないよう慎重な進捗管理を求める。

10 取組の周知について

本計画改定により、将来見込まれる財源不足の縮減に向け、これまで以上に公共施設等の最適化が進められることが期待される。

一方で、市民生活に密接に関わる公共施設等の数や配置が変わっていくことは、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、取組の意義や内容について情報共有を図り、理解を得ることが重要となる。

そのため、計画に基づく取組について広く情報を提供するとともに、個別施設の具体的な方向性を検討する際には、市民・利用者等の意見を把握し、可能な範囲で検討に反映する機会を確保されたい。

厚木市公共施設最適化検討委員会 委員名簿

(50 音順、敬称略)

	職 名	氏 名	選出区分
1	委員長	山本 康友	学識経験者
2	委員長職務代理	内田 雄一	関係団体の代表
3	委員	荒井 征次	学識経験者
4	委員	小野寺 信郎	関係団体の代表
5	委員	小池 桂子	公募市民
6	委員	古澤 秀一	関係団体の代表
7	委員	関口 智史	学識経験者
8	委員	高部 光章	公募市民
9	委員	永瀬 紀子	関係団体の代表
10	委員	本杉 長生	関係団体の代表